

平成24年度統計法施行状況審議整理票(案)

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
次期基本計画から削除 （第1WG）	第2－2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 （6）ストック統計の整備 <u>（のうち国富調査の検討のみ抜粋）</u> ◇ 本文では、昭和45年を最後に国富調査を実施していない中でストック統計の国際比較を行うためにも推計方法の再構築と基礎統計の整備が必要である旨を記述した上で、恒久棚卸法（PIM）を中心とする手法の具体的な取組を記述。 ◇ 別表：関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する（次々回基準改定時まで結論を得る）。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 国富調査による既取得資産の設備投資調査の必要性や社会的ニーズの評価及び実施の可能性は検討したが、結論は得られていない（「実施可能」の自己評価であるが、検討し、結論を得るという意味での可能との趣旨であり、実質的には「実施困難」。）。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 平成17年基準改定の公表により、国民経済計算においては恒久棚卸法によるストック推計を導入し、建築物ストック全体を推計する加工統計（建築物ストック統計）の整備も進んでいる。ストック統計の整備については、具体的な取組が行われていると評価できる。一方、国富調査については、現在の統計環境において再び実施することは困難であり、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、次期基本計画においては削除する。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	—
備考（留意点）	